



働いて、働いて、戦争より平和を！

最低賃金（時給）の2026年度改定額の目安は、7月28日、全国平均55円（4・9％）引き上げることによって決まりました。

最低賃金は、現在の1121円から1176円となり、物価高騰に苦しむ労働者家計を重視しつつ、中小企業の経営にも一定の配慮した格好だ、と新聞は報じています。厚生労働省が、6月5日に発表した4月の毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上）によると、名目賃金3・5％増から、物価変動の影響を差し引いた実質賃金は、前年同月比1・9％増で4カ月連続プラスとなりました。基本給や残業代などを合わせた現金給与総額（名目賃金）は3・5％増の31万2425円で、3カ月連続で3％以上のプラスを維持していると、発表しました。

就業形態別の名目賃金は、正社員などの一般労働者が3・9％増の41万3170円、パートタイマーは2・8

％増の11万4921円、パートタイマーの時給は4・9％増の1436円でした。

アンダークラスという言葉があります。労働者階級の中で「下層労働者」という人を指しています。今、「アンダークラス」は890万人で労働者の13・9％を占めています。年収216万円以下で未婚率74・5％とされています。正規労働者は1733万人27・4％、年収486万円以下です。この上が新中間層で2151万人32・1％。このように、格差拡大が進んでいます。

これらの現役世代時の収入格差が、高齢化社会を迎える年代になるとさらなる格差拡大になります。それは、年金、医療、介護しかりです。

そうならないためにも、現役世代が安心して暮らせる年収が必要です。最低賃金1500円を早期に実現し、働いて、働いて、戦争への道より、安心して働いて、安心して働いて、平和へすすむ道を進みましょう。

労働大学企画編集委員 **福本 道春**